ACFTA で関税はどの程度節約できるのか? ータイの関税削減額は対中輸入額の5%に相当ー

吉岡 武臣 Takeomi Yoshioka

要約

ASEAN-中国FTA(ACFTA)における物品貿易は2005 年から本格的な関税の削減が開始、ASEAN と中国間の貿易にかかる関税は段階的に引き下げられている。2012 年には中国およびASEAN6(シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ)においてノーマルトラック(NT)品目の税率がゼロとなり、その結果全体の約9割の品目の関税率が削減された。

ACFTA の関税削減は一定の段階に達したと考えられるが、実際に ACFTA を利用することで中国との貿易においてどの程度関税が削減でき るのであろうか。ASEAN の主要国であるタイの2012 年時点の税率をもと に、中国からの物品の輸入における ACFTA の関税削減効果について調査を行った(注1)。

輸送用機械を除き ACFTA 税率は ほぼ5%を下回る

タイの ACFTA 税率譲許表 (TRS 表) をもとに作成した分野別の 2012 年の ACFTA 税率および MFN (最恵国) 税率表が表 1 である。分野ごとの品目の税率を HS8 桁ベースで合計し (注 2)、品目数で割って単純に平均化した値(単純平均)と、中国からの輸入額(2012年)でウエイトを加

味して算出した平均(加重平均)の アルコール(27.7%)、農林水産品 2 種類の値を算出した。前者は税率 表上の名目値であるのに対し、後者 は輸入額を反映した実質の税率を表 している。

単純平均では、タイの MFN 税率は

(21.6%) が他の分野に比べて高い。 一方、ACFTA 税率は約9割の品目の 関税率がゼロに引き下げられたこと を反映して軒並み5%以下と低くなっ ているが、輸送用機械・部品について 輸送用機械・部品(35.7%)、食料品・ は31.4%と高税率が課せられている。

表 1 タイの ACFTA 税率および MFN 税率 (2012 年)

出幼亚特

: 単位 %

加重亚松

	单 概 平均			加里平均		
	MFN	ACFTA		MFN	ACFTA	
農林水産品	21.6	1.1		24.7	0.3	
食料品・アルコール	27.7	5.1		18.6	2.8	
鉱物性燃料	2.7	2.1		2.4	1.5	
化学工業品	3.8	0.4		3.5	0.7	
プラスチック・ゴム製品	7.7	1.3		8.3	1.4	
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	15.0	0.0		26.1	0.0	
木材・パルプ	6.0	3.4		5.7	4.2	
繊維製品•履物	15.0	0.8		13.2	1.3	
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.7	2.6		7.4	2.1	
機械類•部品	4.8	3.0		2.8	1.3	
電気機器•部品	8.5	5.0		5.0	4.6	
輸送用機械・部品	35.7	31.4		19.3	12.9	
光学機器•楽器	5.3	0.1		6.1	0.2	
雑製品	17.3	1.3		16.7	1.9	
全体	12.1	3.8		6.9	2.8	

(出所) ACFTA 税率譲許表(2012 年版)、タイ税関「Integrated Tariff Database」、タイ 貿易統計をもとに筆者作成

(注)従量税の品目は除外した。分野の区分けについては章末の注記を参照。なお、タイの ACFTA 譲許表には「中国適用外」品目があり、それらの品目は MFN 税率を適用し て計算している。

加重平均は税率の高い品目の輸入 額が多いほど単純平均の税率を上回 る。単純平均と比較すると、皮革・ 毛皮・ハンドバッグ等の MFN 税率 は単純平均(15.0%)に比べ加重平 均(26.1%)が大きく上回る。これ は MFN 税率の低い (1%~5%) 皮 革より、税率が高い(20~30%)バ ッグ製品が中国から大量に輸入され ているためである。皮革もバッグも ACFTA 税率はゼロのため、税率面の みを考慮するのであれば中国から皮 革を輸入するよりもバッグを輸入し たほうが得ということになる。逆に 輸送用機械・部品は MFN 税率・ ACFTA 税率ともに加重平均が単純 平均を下回っている。中国からの輸 入は最も税率の高い(80%)乗用自 動車よりも、自動車部品(10%~ 30%) などが中心となっているため である。

ACFTA による関税削減額は総輸 入額の5%に相当

それでは、タイが中国から輸入を 行う際、ACFTAによってどのくらい の関税削減効果があるのだろうか。 2012 年の中国からの輸入額(CIF ベース)を用いて ACFTA による関税削減額を試算したのが表 2 である。「関税削減額」とは FTA を結んでいない国からの輸入に適用される MFN 税率での関税額(税率×輸入額)から、ACFTA 税率を適用した際の関税額(税率×輸入額)を引いた金額である (注3)。 MFN 税率が ACFTA 税率を下回る場合は削減額をゼロとした。

なお、ACFTA 税率が適用されるにはその品目が中国の原産品であるという原産地証明が必要なため、実際には全ての輸入品に適用されるわけではない。だが、本調査ではACFTA税率が MFN 税率を下回る場合はすべて ACFTA 税率が適用されるものとして試算した。

試算の結果、ACFTA による 2012 年の関税削減額は 19 億 23 万ドル、 輸入額の 5.1%に相当することが判 明した。削減額では窯業・貴金属・ 鉄鋼・アルミニウム製品が最も多く 3 億 7,789 万ドル、次いで電気機器・ 部品が 2 億 7,503 万ドル、農林水産 品が 2 億 2,985 万ドルとなった。削 減率(関税削減額を輸入額で割った もの)が高いのは農林水産品 (24.6%)、食料品・アルコール (15.8%)、皮革・毛皮・ハンドバッ グ等 (26.1%)、繊維製品・履物 (12.0%)、雑製品 (14.8%) で、皮 革・毛皮・ハンドバッグでは輸入額 の 4 分の 1 以上の関税額が ACFTA を利用することによって節約できる ことになる。

削減率が大きいということは MFN 税率と ACFTA 税率の差が大き く、削減率が小さいということは差 が小さいことであるが、後者につい ては機械類・部品のように MFN 税

率が既にかなり引き下げられている ために差が小さくなっているケース と、輸送用機械・部品のように ACFTA 税率が高いため差が小さい ケースがある(表1参照)。

関税削減額の合計 19 億 23 万ドルは南アフリカからの総輸入額 (18 億 9,954 万ドル) と同程度である。フィリピンからの輸入額が 27 億 4,467 万ドル、ラオスからは 12 億 4,537 万ドルであることを考えると、タイにとって ACFTA による関税削減の効果は決して小さくないと言えるだろう。

表2 タイの中国からの輸入における ACFTA の関税削減額(試算)

: 単位 100 万ドル、%

	輸入額	関税削減額	削減率
農林水産品	934	230	24.6
食料品・アルコール	410	65	15.8
鉱物性燃料	205	2	1.1
化学工業品	2,932	86	2.9
プラスチック・ゴム製品	1,648	123	7.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	256	67	26.1
木材・パルプ	473	8	1.7
繊維製品・履物	1,838	220	12.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	5,929	378	6.4
機械類•部品	8,348	175	2.1
電気機器・部品	11,273	275	2.4
輸送用機械・部品	1,259	107	8.5
光学機器・楽器	983	59	6.0
雑製品	714	105	14.8
合計	37,201	1,900	5.1

(出所) 筆者作成

最も関税削減額が多いのは"バッグ・ケース類"

次に、具体的な品目の削減効果を 調べるため、HS コード4桁の分類に て削減額の大きい順に品目を抽出し た(表3)。関税削減額の最も多い品 目はバッグ・ケース類 (HS4202) で 5.638 万ドル、削減率 (関税削減額÷ 輸入額)は29.8%であった。さらに、 その他の鉄鋼製品 (HS7326) が 5,540 万ドル、かんきつ類の果実(HS0805) が 4.945 万ドルと続く。その他の鉄 鋼製品の中国からの輸入額は 5 億 4.533 万ドルと、HS4 桁ベースでは全 品目中7番目に多い。従って、削減 率は10.2%と他の品目に比べて高く はないが、削減額は2位となってい る。ちなみに HS4 桁ベースで最も中 国からの輸入が多い品目は、電話機 及びその他の機器(HS8517)の 26 億 5.052 万ドルである。しかし、既 にほとんどの品目の MFN 税率がゼ

ロのため、ACFTA による関税削減額は 512 万ドルと少ない。

一方、削減率ではHS22類の飲料、その中でも蒸留酒や発酵酒、ビールといったアルコール飲料の削減率が60%と高い(表4)。だが、これらの品目は輸入額・関税削減額ともに非常に少なく、最も関税削減額が多いエチルアルコール及び蒸留酒、その他のアルコール飲料(HS2208)でも322万ドルに過ぎない。

アルコール飲料の他では HS06,07,08類の切花や食用の野菜、果実の削減率が40%以上と高く、にんじん、かぶ、サラダ用のビート、大根など(HS0706)及びキャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールなど(HS0704)は削減額が1千万ドルを超えている。自動車用の車体(HS8707)は削減率は40.9%と高いが、輸入額は309万ドル、削減額は126万ドルと規模は小さい。

表3 関税削減額の上位品目(HSコード4桁)

: 単位 100 万ドル、%

<u>順位</u> HS4村	5 品目名	輸入額	関税削減額	削減率
1 4202	バッグ、ケース類	189.1	56.4	29.8
2 7326	その他の鉄鋼製品	545.3	55.4	10.2
3 0805	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)	124.8	49.4	39.6
4 6907	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイルなど	162.8	48.8	30.0
5 8536	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器	497.6	47.9	9.6
6 3926	その他のプラスチック製品	361.0	36.1	10.0
7 8543	電気機器(固有の機能を有するものに限る)	389.9	35.1	9.0
8 8518	マイクロホン、拡声器、ヘッドホン及びイヤホンなど	213.5	32.6	15.3
9 8708	自動車の部分品及び附属品	486.4	28.8	5.9
10 8904	曳航用又は押航用の船舶	258.5	25.9	10.0
11 9405	ランプその他の照明器具など	126.2	24.3	19.2
12 0712	乾燥野菜	58.6	23.3	39.7
13 8528	モニター及びプロジェクター並びにテレビジョン受像機器	253.3	23.2	9.2
14 7225	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が600mm以上)	450.2	22.3	4.9
15 8705	特殊用途自動車	79.9	20.2	25.3

(出所) 筆者作成

(注) 品目名は日本の関税率表の記述をもとに一部表記を省略。表 4 も同様

表4 関税削減率の上位品目(HSコード4桁)

: 単位 100万ドル、%

順位	HS4桁	品目名	輸入額	関税削減額	削減率
1	2208	エチルアルコール及び蒸留酒、その他のアルコール飲料	5.4	3.2	60.0
1	2206	その他の発酵酒	0.3	0.2	60.0
1	2203	ビール	0.1	0.1	60.0
1	2209	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	0.0	0.0	60.0
5	0603	切花及び花芽(花束用又は装飾用に適するものに限る。)	13.6	7.3	54.0
5	2204	ぶどう酒及びぶどう搾汁	0.0	0.0	54.0
7	0210	肉及び食用のくず肉など	0.9	0.4	45.7
8	0703	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜	22.2	9.6	43.1
9	8707	車体(自動車用のものに限る。)	3.1	1.3	40.9
10	0706	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、大根など	41.5	16.6	40.0
10	0704	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールなど	25.8	10.3	40.0
10	0709	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	15.9	6.3	40.0
10	0812	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット	4.9	2.0	40.0
10	0708	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る)	3.7	1.5	40.0
10	0807	パパイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)	3.3	1.3	40.0

(出所) 筆者作成

自動車関連品目の関税削減効果は低い

タイの基幹産業である自動車産業 は、2012年の自動車の生産台数が過 去最高の 245 万台を記録した。2011 年の大洪水によって先送りされた新 車需要および初回の新車購入者に対 する物品税の還付が国内販売を押し 上げたほか、完成車の輸出台数も初 めて年間 100 万台を突破した (注4)。 世界第 10 位の自動車生産国に成長 し、国内販売、輸出ともに順調であ るタイの自動車産業は今後さらに成 長が続くと考えられるが、ACFTA に よって自動車関連品目はどの程度関 税が削減できるのだろうか。ACFTA 譲許表から自動車関連品目をピック アップし、輸入における関税削減効 果について試算を行った(注5)。対象 としたのは以下の8品目である(注6)。

<完成車>

- ①10 人以上の人員の輸送用自動車
- ②乗用自動車
- ③貨物自動車
- ④特殊用涂自動車
- <部分品>
- ⑤原動機付きシャシ・車体

- ⑥ゴム製タイヤ
- ⑦ピストン・同部品
- 图自動車用部品·附属品

これらの品目の輸入額の合計をASEAN 各国および中国で比較すると(表5)、2012年の輸入額はインドネシア(11億5,878万ドル)、中国(7億9,490万ドル)、フィリピン(4億1,844万ドル)、マレーシア(2億6,896万ドル)の順であった。中国からの輸入額は2008年からの4年間で約3.5倍に増加、フィリピンを2倍近く上回る。世界全体で見てもタイにとって中国は日本、インドネシアに次ぐ第3位の自動車関連品目の輸入国となった。

次に、輸入額の多い ASEAN の 3 カ国、インドネシア、フィリピン、 マレーシアと中国を品目別に比較し たのが表 6 である。

中国からの完成車輸入額は 1 億 1,821 万ドル。その多くをクレーン車 やコンクリートミキサー車といった 特殊用途自動車が占めている (7,988 万ドル)。特殊用途自動車の輸入額は 2008 年で 575 万ドルに過ぎなかった が、2008 年から 2012 年までの 4 年 間で約14倍に急増した。

一方、インドネシア、フィリピン、マレーシアからの完成車輸入は乗用自動車が多数を占める。特にインドネシアからの輸入(4億4,187万ドル)はフィリピン(2,756万ドル)及びマレーシア(9,879万ドル)を大きく上回り、最も乗用自動車の輸入額の多い日本(4億5,603万ドル)と同程度となっている。

部分品では、中国からの輸入は 6 億7,669 万ドルで他の3 国を上回る。 個別の品目でもピストン・同部品を 除いて中国からの輸入は他の3 国を上回っている。タイの自動車生産が 活発になるなか、中国製の部分品の 存在感が徐々に増しつつある。

こうした自動車関連品目の MFN 税率および ACFTA 税率を比較する と (表 7)、ACFTA では税率の引き 下げが猶予されるセンシティブトラ ック (ST) 品目に指定されている、 または NT 品目でも中国が適用外と されるものも多く、特殊用途自動車 の ACFTA 税率がゼロであるのを除 いては比較的高い関税が残っている。 また、ピストン・同部品では ACFTA 税率より MFN 税率のほうが引き下 げが進んでいる、いわゆる「逆転現 象」が起こっている。

MFN 税率と ACFTA 税率との差 (MFN 税率 - ACFTA 税率)を ACFTA による節税効果と考えると、中国からの輸入に ACFTA を利用することで特殊用途自動車は 30.0%、原動機付きシャシ・車体は 24.4%分の関税が節約できる。一方、10人以上の人員の輸送用自動車は ACFTA 税率と MFN 税率が同じ、ピストン・同部品は MFN 税率のほうが低いため、ACFTA を利用するメリットは特に無い。

<ACFTA による節税効果>

- ①特殊用途自動車: (MFN 税率 30%)
 - (ACFTA 税率 0%) =30%の節 税
- ②輸送用自動車: (MFN 税率 40%)
 - (ACFTA 税率 40%) =0%の節 税 (効果なし)

タイがインドネシア、フィリピン、マレーシアから輸入する際、通常はACFTAではなく、2012年時点で既にほぼ全ての品目の関税が撤廃されたASEAN自由貿易地域(AFTA)の特恵関税を利用すると考えられる(注力)。

AFTA の税率を 0%とすると、MFN 用自動車では 74.0%分の節税効果が 税率がそのまま削減されるため、乗得られる。

表5 タイの中国および ASEAN 各国からの自動車関連品目の輸入額

: 単位 100 万ドル、%

		金額		構成比	増減率
	2008	2010	2012	(2012)	(2008/2012)
世界計	6,918	9,795	15,338	100.0	121.7
インドネシア	464	673	1,159	7.6	149.8
中国	228	311	795	5.2	249.2
フィリピン	388	503	418	2.7	7.8
マレーシア	156	181	269	1.8	72.0
シンガポール	42	121	116	0.8	172.6
ベトナム	25	31	76	0.5	200.5
ラオス	11	6	3	0.0	-71.9
ミャンマー	1	0	0	0.0	-81.9
カンボジア	0	0	0	0.0	54.5
ブルネイ	0	0	0	0.0	229.3
(参考)日本	4,365	6,375	9,226	60.2	111.4

(出所) タイ貿易統計

表 6 タイの中国・ASEAN 主要国からの自動車関連品目別輸入額(2012年)

: 単位 100万ドル、%

	¢	国	インド	インドネシア		ンドネシア フィリピ		ノピン	マレ-	ーシア
	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)	輸入額	増減率 (08/12)		
完成車	118	264.4	508	364.8	28	-65.5	109	167.1		
10人以上の人員の輸送用自動車	16	-30.1	0	NA	0	NA	10	-33.9		
乗用自動車	10	300.3	442	746.6	28	-65.5	99	307.2		
貨物自動車	13	567.5	66	15.4	0	NA	0	-24.1		
特殊用途自動車	80	1,288.8	0	NA	0	NA	0	-100.0		
部分品	677	246.6	651	125.8	391	26.8	160	38.4		
原動機付きシャシ・車体	4	57.0	0	-89.5	0	NA	1	-60.8		
ゴム製タイヤ	106	126.2	35	43.1	2	-7.0	38	47.2		
ピストン・同部品	81	31.1	240	80.7	1	-94.8	4	104.3		
自動車用部品・附属品	486	475.5	376	91.4	388	32.1	117	37.2		
合計	795	249.2	1,159	149.8	418	7.8	269	72.0		

⁽出所) タイ貿易統計

⁽注) 各品目に該当する HS コードは本稿の注 6 を参照

<AFTA による節税効果>

③乗用自動車: (MFN 税率 74%) (AFTA 税率 0%) = 74%の節税
更に ACFTA と AFTA、それぞれの節
税効果を比較すると、特殊用途自動車
で同じであるのを除き、AFTA に比べ
ACFTA の効果は低い。乗用自動車では
AFTA と ACFTA の節税効果に 70%近
い差があるほか、10 人以上の人員の輸

こうした ACFTA と AFTA の節税 の大半を占めている。

送用自動車も40%の差がある。

効果の違いは、関税削減額に反映されている(表 8)。輸入額(表 6)では中国はマレーシアの3倍近いのに対し、中国からの輸入にACFTAを適用した関税削減額は合計で5,677万ドル、AFTAを利用したマレーシアの削減額1億2,105万ドルの半分に満たない。AFTAでは前述したように乗用自動車の削減効果が大きく、インドネシアやマレーシアの削減額の大半を占めている。

表 7 タイにおける自動車関連品目の MFN 税率および ACFTA 税率(2012 年)

: 単位 %

		平均税率(単純平均)			ACFTAの効果	AFTAの効果
		MFN	ACFTA	_	(MFN-ACFTA税率)	(MFN税率)
* 10人以上の人	員の輸送用自動車	40.0	40.0		0.0	40.0
* 乗用自動車		74.0	68.7		5.3	74.0
* 貨物自動車		36.5	34.0		2.5	36.5
特殊用途自動	車	30.0	0.0		30.0	30.0
* 原動機付きシ	ャシ・車体	41.1	16.7		24.4	41.1
ゴム製タイヤ		10.0	8.7		1.3	10.0
* ピストン・同部	品	10.0	20.6		-10.6	10.0
自動車用部品	•附属品	26.5	24.2		2.3	26.5
全体		33.4	32.6		0.7	33.4

(出所) ACFTA 税率譲許表(2012 年版)、タイ税関「Integrated Tariff Database」をも とに筆者作成

(注) *印にはタイの ACFTA 税率譲許表において「中国適用外」とされる品目が含まれる。こうした品目の ACFTA 税率は MFN 税率を適用して算出した。

全体として見れば、タイの自動車 関連品目はST品目のACFTA税率が 残されているため、中国からの輸入 規模に比べて関税削減の効果は限定 的なものとなっている。

ただし、ACFTA 税率の削減が進んだ NT 品目には注意が必要である。表 8 によると、中国で関税削減額の多い品目は特殊用途自動車 (2,024万ドル)と自動車用部品・附属品(2,880万ドル)である。特殊用途自動車は ACFTA を利用することで30%の関税を節約することが出来るが、特殊用途自動車は前述したように輸入額は4年間で約14倍に増加した。自動車用部分品・附属品については、関税削減額の85%は ACFTAの利用で30%の関税が節約できる

「車輪並びにその部分品及び附属品」(HS870870) によるものである。この「車輪並びにその部分品及び附属品」の中国からの輸入額は 2008年の 724 万ドルから 2012年には8,177万ドル、10倍以上に増加した。これに伴い輸入国におけるシェアも12.8%から 37.3%に増加、日本の29.3%を抜いて世界第1位となった。

上記の 2 品目の輸入増に ACFTA による関税削減がどの程度寄与したのかは不明だが、全体的に ACFTA 税率の引き下げが進んでいない自動車関連品目において、税率が引き下げられ ACFTA の利用メリットが生じた一部の NT 品目ではこのように輸入が急増しているケースが見受けられる。

表8 自動車関連品目の関税削減額(試算)

: 単位 100 万ドル

	中国	インドネシア	フィリピン	マレーシア
完成車	25	281	22	82
10 人以上の人員の輸送用自動車	0	0	0	4
乗用自動車	4	255	22	78
貨物自動車	2	26	0	0
特殊用途自動車	20	0	0	0
部分品	31	97	58	39
原動機付きシャシ・車体	1	0	0	0
ゴム製タイヤ	1	4	0	4
ピストン・同部品	0	24	0	0
自動車用部品・附属品	29	69	58	34
合計	57	378	80	121

(出所) 筆者作成

2018 年以降、繊維・機械類・電子 機器の削減額が増加の見込み

タイでは今後、全品目 9597 (HS10 桁ベース) のうち、ACFTA 税率が残 されている 1079 の ST 品目の関税削 減が進められる (表 9)。 センシティ ブリスト品目(SL品目)は640あり、 窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム の引き下げによる効果は無い。従っ 製品や電気機器・部品が中心である。 て、必ずしも上記の分野が今後の 税率が5%以下に引き下げられる。

高度センシティブリスト品目 (HSL 品目) は 439、機械類・部品 および輸送用機械・部品がほとんど を占め、2015年からこれらのACFTA 税率は50%以下となる。

だが、ACFTA 税率が引き下げられ ても、既に MFN 税率が ACFTA 税率 を下回っている場合は ACFTA 税率 これらの品目は 2018 年から ACFTA ACFTA 税率引き下げの恩恵を享受 できるとは限らない。

表 9 分野別の ST 品目数(HS10 桁ベース)

	SL	HSL	合計
農林水産品	2	1	3
食料品・アルコール	30	3	33
鉱物性燃料	13		13
化学工業品	23		23
プラスチック・ゴム製品	27		27
皮革・毛皮・ハンドバッグ等			0
木材・パルプ	18		18
繊維製品•履物	46	3	49
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	181	23	204
機械類∙部品	58	158	216
電気機器·部品	227		227
輸送用機械・部品		251	251
光学機器·楽器	2		2
雑製品	13		13
合計	640	439	1079

⁽出所) ACFTA 税率譲許表 (2012 年版) より筆者作成

⁽注) SL、HSL の分類は譲許表に記載が無いため ACFTA 物品貿易協定に基づ き筆者分類。

そこで、今後の ACFTA 税率の引き らの輸入額を適用して、2015年の HSL 下げの効果を検証するため、2012 年時 品目と 2018 年の SL 品目の ACFTA 税 点でのタイの MFN 税率および中国か 率の引き下げ効果を試算した(表 10)。

表 10 2015 年の HSL 品目、2018 年の SL 品目の税率引き下げ効果 (試算)

単位:100万ドル、%

	関税肖	刂減額	平均税率(単純平均			
HSL 品目			MFN	ACFTA	ACFTA	
	2012	2015	(2012)	(2012)	(2015)	
農林水産品	0.0	0.0	1.0	1.0	1.0	
食料品・アルコール	0.0	0.0	20.0	60.0	50.0	
繊維製品•履物	0.0	0.0	13.3	23.3	23.3	
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.0	0.0	25.5	29.1	29.1	
機械類•部品	0.0	0.0	10.0	20.6	20.6	
輸送用機械・部品	0.2	0.7	43.6	50.7	40.6	
合計	0.2	0.7	24.6	33.5	29.4	
	関税肖	削減額	平均科	克率(単純	[平均)	
SL 品目			MFN	ACFTA	ACFTA	
	2012	2018	(2012)	(2012)	(2018)	
農林水産品	0.0	0.0	5.0	20.0	5.0	

SL 品目			MFN	ACFTA	ACFTA
	2012	2018	(2012)	(2012)	(2018)
農林水産品	0.0	0.0	5.0	20.0	5.0
食料品・アルコール	2.4	7.2	21.8	15.7	5.0
鉱物性燃料	0.9	2.3	13.2	14.4	5.0
化学工業品	0.0	1.7	9.2	15.8	5.0
プラスチック・ゴム製品	0.0	4.7	10.0	20.0	5.0
木材・パルプ	0.0	8.0	6.5	14.5	4.1
繊維製品•履物	9.7	24.2	21.2	16.8	5.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.0	8.3	6.2	14.1	4.9
機械類•部品	5.5	34.2	14.7	15.1	4.6
電気機器·部品	3.2	158.6	9.9	17.3	4.8
光学機器•楽器	0.0	0.4	10.0	20.0	5.0
雑製品	0.0	8.0	19.2	19.2	5.0
合計	21.7	250.5	10.9	16.1	4.8

(出所) 筆者作成

(注) 2012 年時点で ACFTA 税率が既に 50%より低い HSL 品目、5%より低い SL 品目は 2012年のACFTA税率を2015・2018年の引き下げ時にも適用している。

HSL品目については、2012年時点での関税削減額は輸送用機械・部品の20万ドルのみであった。HSL品目全体の平均税率を見ると、MFNが24.6%でACFTAの33.5%を既に下回っている。そのため、HSL品目に関しては2012年時点でACFTAを利用するメリットはほとんど無い。さらに2015年にACFTA税率が50%以下に引き下げられる場合も、輸送用機械・部品の削減額が75万ドルに増加するほかは影響が見られない。

SL品目は 2012 年時点での関税削減額は繊維製品・履物が最も多く 972 万ドル、機械類・部品が 549 万ドル、電気機器・部品が 319 万ドル、食料品・アルコールが 242 万ドルであった。だが、ACFTA 税率が 2018年に 5%に引き下げられると関税削減額は急増する。特に中国からの輸入が多い電気機器・部品は 1億 5,861万ドル、機械類・部品は 3,419 万ドルへ削減額が著しく増加する。その結果、SL品目の合計額では 2012年の 2,168 万ドルから 2018年には 2億 5,045 万ドルと約 11.6 倍の大幅な増加となる。

例えば、テレビ受信機用の部分品

(HS85299091) は 2012 年に中国から 11 億 4,410 万ドル輸入されたが、ACFTA 税率が 20%、MFN 税率は 10%のため ACFTA による関税削減の恩恵は無かった。だが、2018 年に ACFTA 税率が 5%に引き下げられると MFN 税率との間に 5%の関税差が生じるため、5,720 万ドルの関税が節約できる。また、家庭用の電気炊飯器(HS85166010)は 2012 年時点で輸入額は 870 万ドル。ACFTA 税率(20%)は MFN 税率と同じで関税差はゼロだが、2018 年には関税差は 15%に拡大するので、削減額は 0 から 130 万ドルに増加する。

上記の試算は MFN 税率が 2012 年から変更されない前提で行っているため、実際には 2015 年および 2018 年時点での MFN 税率と ACFTA 税率の差は試算より少ない可能性がある。だが、中国からの輸入は今後も増加が見込まれることを考慮すると、現在は ACFTA による関税削減の恩恵が少ない SL 品目の機械類・部品や電気機器・部品に注目する必要があるだろう。

取り扱い品目の ACFTA 税率をま 2. TRS表では品目によってさらにHS10桁 ず確認 ベースで税率が細分化されているもの

今回の ACFTA の関税削減効果の 試算は、前述したように実際の削減 額とは異なる。ACFTA 税率が MFN 税率を下回っていても中国の原産品 として認められない、原産地証明書 を取得するコストと比較してメリッ トが見合わない等、ACFTA を利用し ないケースがあるからだ。しかし、 企業、特に中小企業などにおいて ACFTA 利用のメリットが周知され ていないケースも少なくない。

本調査で示したように、ACFTA を利用することでバッグ・ケース類など輸入額の3割の関税額を節約できる品目もある。ASEAN と中国で貿易を行う際、まず第一に自社の扱っている製品が ACFTA によってどの程度の関税削減効果を享受できるか確認しておくことが重要である。

<注>

1. 本稿は平成 24 年度(財) 貿易・産業協 力振興財団助成事業「ASEAN・中国 FTA (ACFTA) の運用状況調査」における 調査結果を更新・改訂したものである。

- TRS表では品目によってさらにHS10桁 ベースで税率が細分化されているもの がある。これらは税率を HS8 桁ベース で平均化した。
- 3. タイで関税割当が行われている一部の 品目はACFTA税率の削減表に記載が存 在しない。これらの品目のACFTA税率 はMFN税率を適用して算出している。
- 4. ジェトロ通商弘報 2013 年 2 月 5 日
- 5. 2011年10月にタイで発生した大洪水により、タイ政府は被災企業救済のために自動車生産や組み立てに使われる物品・部品・構成品および完成自動車に対し輸入関税の免税処置を実施した。ただし、本調査ではこれらの内容は反映していない。
- 6. 各品目に該当するHSコードは以下の通り(集計はHS8桁ベースで実施)。なお、一部の品目は自動車用以外のものも含まれる。10 人以上の人員の輸送用自動車(HS8702)、乗用自動車(HS8703)、貨物自動車(HS8704)、特殊用途自動車(HS8705)、原動機付きシャシ・車体(HS8706,8707)、ゴム製タイヤ(HS401110,401120,401161,401162,401163,401169,401192,401193,401194,401199,401211,401212,401219,401220,401290,401310,401390)、ピストン・同

部品(HS840733, 840734, 840820, 840991, 840999)、自動車用部品・附属品 (HS8708)

 タイで AFTA 税率が残されているのは 切花、馬鈴薯、コーヒー、コプラなど 14品目。

※本稿の分野の分類は以下のとおり

名称	HS⊐ード
農林水産品	01~15
食料品・アルコール	16~24
鉱物性燃料	25~27
化学工業品	28~38
プラスチック・ゴム製品	39~40
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	41~43
木材・パルプ	44~49
繊維製品・履物	50~67
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	68~83
機械類•部品	84
電気機器·部品	85
輸送用機械・部品	86~89
光学機器·楽器	90~92
雑製品	93~99
·	

<参考資料>

- ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定: Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation between ASEAN and the People's Republic of China 05/11/2002
- ・枠組み協定修正議定書: Protocol to Amend the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation Between ASEAN and the People's

Republic of China - 06/10/2003

- 枠組み協定第二修正議定書: Second Protocol to Amend the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation Between ASEAN and the People's Republic of China - 08/12/2006
- ・ ASEAN-中国包括的経済協力枠組み協定の物品の貿易に関する協定:
 Agreement on Trade in Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between ASEAN and the People' Republic of China 21/11/2004
- 物品貿易協定修正議定書: Protocol to Amend the Trade in Goods Agreement of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China - 08/12/2006
- 物品貿易協定第二修正議定書: Second Protocol to Amend the Agreement on Trade In Goods of the Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between the Association of Southeast Asian Nations and the People's Republic of China - 29/10/2010
- タイ国 ACFTA 税率譲許表 (2012): The

1st Tariff Schedule annexed to Notification of the Ministry of Finance Re: Exemption and Reduction of Customs Duty for the ASEAN-China Free Trade Area dated 30th December B.E. 2554 (A.D. 2011)

- ・ タイ関税データベース: Integrated Tariff
 Database,
 http://igtf.customs.go.th/igtf/en/main_frame.
 jsp
- ・ ジェトロ 通商弘報